ミモザ湯河原 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

	≐ ±+/ ♠	月額利用料(一人あたり)			
	前払金 (非課税)	家賃相当額 ^{※1} (非課税)	管理費 ^{※2}	食 費 ^{※3} (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個室	0 ⊢	99,000円	30,750円 (内,消費税750円)	•	•

- ※1 家賃相当額には共用設備を含みます。
- ※2 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用料は別途実費負担となります)

管理費①	22,500円 (非課税)	共用設備費、エレペーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管埋費等 【
管理費②	8,250円 (内,消費税750円)	事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費等

※3 食費は、食材費と厨房管理費(厨房業者への業務委託費、設備、備品代)の合計金額となります。 1食当たりの食費は以下の通りです。

		朝食	昼食	夕食	おやつ
	喫食時	518円	713円	770円	65円
	"天及时	(内,消費稅38円)	(内,消費税53円)	(内,消費稅70円)	(内,消費税5円)
	欠食申出時※5	281円	281円	281円	
)	人及甲田时	(内,消費稅21円)	(内,消費稅21円)	(内,消費税21円)	

※5 食事の提供の有無にかかわらず厨房管理費は発生しますので、喫食しない場合はこちらをお支払いいただきます。 また、提供前日の正午12時までに欠食の届出がなかった場合には、喫食時の料金を請求いたします。

※その他

- ●自立又は要介護度未認定の方については、月額27,500円(內,消費稅2,500円)の「自立者生活支援費」を別途申し受けます。
- ●介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- ●公的介護保険サービスご利用者は、自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

2025年10月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	湯河原町(その他)
地域単価	10円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援Ⅰ	183	183 円	366 円	549 円	
要支援2	313	313 円	626 円	939 円	
要介護日	542	542 円	1,084 円	1,626 円	
要介護2	609	609 円	1,218円	1,827円	
要介護3	679	679 円	1,358円	2,037 円	
要介護4	744	744 円	1,488 円	2,232 円	
要介護5	813	813 円	1,626 円	2,439 円	

- ※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正 になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。
- ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合が あります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

事業所の加算については、重要事項説明書の「介護保険の加算報酬」を参照してください。